

工作 しごと 仕事 しごと

第二、三代 志在开创护理事业！ — 护理创业信息篇 —

二、三世 介護起業を志す！ — 介護起業情報編 —

上期我们为大家介绍了志在开创护理事业的第二、三代的事例。在本期，作为其中的一个事例，我们将为正在认真考虑开创护理事业的人就有关开设“与社区紧密相连型定期定时去利用护理”设施的开办流程的信息做些介绍。

以下，就定员为 18 人以下的“与社区紧密相连型定期定时去利用护理”设施开办的流程做个陈述。因为护理制度会被频繁更改，下述内容是为了使大家有一个具体的印象的概说，详细情况请通过网页等收集最新信息。也有付费委托创业支援服务公司的方式。

1. 开业的条件

首先，a 必须具有法人之法定资格。有关这个问题，请参考本刊第 72 期(2016 年 2 月)就劳知识 法人之法定资格(创业的形态)。

在其他方面，有必要满足以下的条件。详细内容会因地方政府而有所不同，请向市区町村政府咨询。

b 人员基准

必须有①全职的管理者(可以和②或者是③兼任)、②生活咨询员(社会福利士或是护理福利士等的有资格者)、③护理职员 1 名以上、④看护职员、⑤机能训练指导员(理学疗法士、作业疗法士、看护师、准看护师、言语听觉士、柔道整复士、按摩推拿指压师的其中之一)。②③中要有一名以上的全职工作人员。利用者在 10 个人以下规模的情况下，③④中有其中之一在职即可。利用者人数与职员人数的比例因地方政府而有所不同，一般认为 1 名职员对 4 名利用者的比例比较合理。



前号で介護起業を志した二三世代の事例をお伝えしました。今号では、実際に介護起業を考えている人のために、その一例として「地域密着型通所介護」施設開設までの段取りについての情報をご紹介します。

以下、定員 18 人以下の「地域密着型通所介護」について述べますが、介護制度は頻繁に変更されますし、以下はイメージを持っていただくための概説ですので、詳しくはウェブ等で最新の情報を得るようになさってください。起業支援業者に有料で依頼する手もあります。

1. 開業の条件

まず、a 法人格が必要です。これについては、本誌第 72 号(平成 28 年 2 月)就劳知識 法人格(創業の形態)をご参照下さい。

その他、以下の条件を満たすことが必要です。詳細は自治体により異なるので、市区町村にお尋ね下さい。

b 人員基準

①常勤の管理者(②または③兼務可)、②生活相談員(社会福祉士または介護福祉士等の有資格者)、③介護職員 1 人以上、④看護職員、⑤機能訓練指导员(理学療法士、作業療法士、看護師、准看護師、言語聴覚士、柔道整復士、按摩マッサージ指圧士のどれか)がいること。②③はどちらか 1 名以上が常勤であること。利用定員が 10 人以下の規模の場合は、③④のどちらか一方がいれば可。利用者ごとの職員数は自治体により異なりますが、一般に利用者 4 人に職員 1 人が適正と言われているようです。

c 设施基準

必须要有分別作为①**事務室**、②**食堂**以及作为技能训练室的房间、③作为静养室・咨询室以及事务室的房间。其他方面，还必须要有可以使用轮椅的卫生间、消防设备、可以护理洗浴的浴室。

d 运营基準(因地方政府而有所不同)

- ・制定定期定时利用护理的计划
- ・明确工作人员的工作体制等
- ・不提供超过利用定员的服务
- ・做好记录工作
- ・针对提供的服务，就有关因根据利用者的选定超出通常的服务提供区域和时间而出现的费用（迎送费、长 / 超出服务时间的费用）、食材、尿布的费用、其他方面的日常生活的物品费用，要制定好费用价格表。

・对于利用申请者，必须就运营规程的概要、职员的工作体制、处理抱怨・投诉的体制等交付文字资料并进行口头说明，在得到同意的基础上提供服务

・半年要召开一次以上由利用者、利用者的家属、社区住民的代表者、市政府的工作人员组成的运营推进会议等

满足了以上的条件之后，就可以向市区町村申请「通所介護事業者指定」，同时必须要加入损害赔偿保险。此外，由于各个市区町村都设有一年之内可以新加入事业者的名额，这样就使确保新加入的名额比较困难，因此事先有必要调查当地地方政府的状况。还有，要想让接受生活保护或是支援给付的归国者利用设施的服务，就有必要申请生活保护法指定护理机关的指定。

2. 开业资金

以利用者在 10 人以下的小规模的日托服务设施为例，据说达到平均一个月的收益额超过 400 万日元需要半年的时间。

c 設備基準

①**事務室**、② **食堂**及び機能訓練室となる部屋、③ **静養室**・相談室及び事務室となる部屋 が各必要です。このほか、**車椅子使用可のトイレ**、**消防設備**、**入浴介助可の浴室**が必要です。

d 運営基準(自治体により異なる)

- ・通所介護計画を作成していること
- ・従業員の勤務体制などを明確にすること
- ・利用定員を超えるサービス提供を行わないこと
- ・記録を整備すること
- ・提供するサービスに応じて、利用者の選定により通常**のサービス提供地域・時間を越えて行う場合に発生する費用**（送迎費、長 / 超過時間のサービス費用）、**食材**、**おむつの費用**、そのほか**日常生活のための物品費用**について**料金表**などに定めがあること

・利用申込者に対して、運営规程の概要、職員の勤務体制、苦情処理体制などについて文書を交付及び説明を行い、同意を得た上でサービスを提供すること

・利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市職員による運営推進会議を半年に一回以上開くこと等



以上を満たした上で、「通所介護事業者指定」を市区町村に申請しますが、**損害賠償保険**に加入してお

く必要があります。なお、各市区町村で年間に事業者が参入できる枠が設けられており、新規参入枠を確保するのは難しくなっているので、事前にその自治体の状況を調べておく必要があります。このほか、生活保護や支援給付受給中の帰国

考慮到这些，就要设想必须提前准备 6 个月+若干部分的运转资金。作为初期投资（法人之法定资格的取得费用、房地产取得费用和内部安装设备费用等），约需 300 万日元，据说开业资金最低也需要 500 万日元。可以利用日本政策金融公库的“新创业融资制度”。有新开业资金、女性・年轻人・老年人创业家资金、再挑战支援融资等等，一定请通过网页检索一下查一查。（原则上，在无担保・无保证人的状况下可以接受审查）。一般来说，融资额在自己资金的两倍之内，比如说，如果有 300 万日元的自己资金，那么融资额的上限就为 600 万日元。

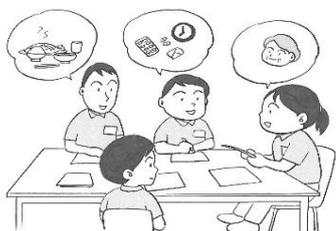
此外，签定事务所的租赁合同时，以下的事项请一定要十分注意。

- ・事务所的合同必须要以法人的名字进行签约（个人的名义不会被受理）
 - ・合同书里的使用目的必须是“事务所”
- 利用者为 10 人以下的小规模的日托服务设施的话，私人住宅或是高级公寓等经过改装后利用也是可能的。

3. 整理一下到开业为止的流程

- ① 设立公司(法人之法定资格)
- ② 准备事务所
- ③ 着手改装建筑物的工程
- ④ 确保工作人员
- ⑤ 准备事务所的用品
- ⑥ 提出申请资料

以上，就定期定时去利用护理设施做了陈述。最后，关于养老院也说一下。在家里看护变得比较困难的情况下，入住收费养老院也是一个选择。但是，一般来说，



收费养老院如其名称所示要收费，此外再加上 24 小时都是日语的环境，考虑到

者に利用してもらうために、生活保護法指定介護機関指定申請も必要です。

2. 開業資金

利用者 10 人以下の小規模デいの例ですが、平均月間売り上げ 400 万円を超えるまでに半年かかるとのことです。そう考えると、6 ヶ月 + α の運転資金を用意しておく必要があると考えて下さい。初期投資(法人格取得費、物件取得費や内装設備費等)約 300 万円として、開業資金は最低で 500 万円必要といわれています。日本政策金融公庫の「新創業融資制度」が利用できます。新規開業資金、女性・若者・シニア起業家資金、再チャレンジ支援融資などがありますので、ぜひウェブで検索してみてください（原則として無担保・無保証人で審査を受けられます）。一般的には融資額は自己資金の 2 倍までで、例えば 300 万円の自己資金があるとすれば 600 万円が上限となります。

なお、事務所の賃貸借契約時には以下の事項に十分にご注意下さい。

- ・事務所の契約者は必ず法人名で行うこと(個人名義では、受理されません)
- ・契約書の使用目的が『事務所』となっていること

利用者 10 人以下の小規模デいであれば、民家やマンション等を改装して利用することも可能です。

3. 開業までのステップをまとめますと、

- ① 会社(法人格)を設立する
- ② 事業所を準備する
- ③ 建物の改装工事に着手する
- ④ スタッフを確保する
- ⑤ 事務所の備品を準備する
- ⑥ 申請書類を提出する

以上、通所施設について述べてきましたが、最後に老人ホームについても一言。在宅での介護が難しく

这些话，收费养老院对于归国者来说并不是一项好利用的服务。

但是，如果入住获得了由地方政府的“生活保护法”和“有关促进遗华日本人等的顺利归国以及永住归国的遗华日本人等及其特定配偶者的自立支援的法律”的指定机关，并且指定的设施的话，领取支援给付的第一代，其支援给付可以充当入住费用，所以原则上没有经济负担的利用也是可能的。考虑创业的诸位，作为将来的一个选择，不妨试着把入住设施也放在规划的视野之内吧！

なった場合、有料老人ホームという選択肢がありま
すが、一般に有料老人ホームはその名の通り有料であ
り、それに加えて 24 時間日本語環境であることを
考えると帰国者にとっては利用しにくいサービスです。

しかし、自治体から「生活保護法」と「中国残留邦
人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国
残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する
法律」による指定介護機関としての指定を受けた施設
であれば、支援給付を受給している一世は支援給付
金を入所料に充てることで原則として経済的負
担なしに利用することが可能になります。起業を考
えている方は、将来の選択肢として入所施設も視
野に入れてみて下さいね。(An)